

第 674 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 3 月 10 日（月） 9 時 54 分～10 時 28 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、千田委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、中西委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官
(1) 特定（産業別）最低賃金改正申出の意向確認について (2) 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について (3) 最低賃金の周知広報の状況について (4) 次年度の实地視察等について (5) 次年度の審議会の審議予定について (6) その他	
議 事 内 容	
○飯田賃金指導官 おはようございます。 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 各委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 本日は、山口委員、堀井委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 続きまして、委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。 労働者代表委員の檀上委員ですが、昨年 11 月 30 日付けをもちまして、辞任の届出がございました。 代わりまして、昨年 12 月 1 日から新たに中西織絵委員が任命されております。お手元にお配りしております資料の 1 ページに委員名簿がありますので、御確認ください。 では、恐れ入りますが、中西委員、その場で一言御挨拶をお願いいたします。 ○中西委員 みなさん、おはようございます。	

このたび最賃の審議委員に選任いただきましたU Aゼンセンの中西といいます。
何分初めてでいろいろわからないことだらけで緊張しておりますけれども、何卒今後ともよろしくお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を梅野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○梅野会長

それでは、ただ今から第 674 回の兵庫地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の審議会についても公開とします。傍聴者の方におかれましては、受付でお渡している遵守事項に記載しているとおり、注意事項を守って傍聴いただき、円滑な議事進行に協力をお願いいたします。

では、議題（１）について、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

３月５日に労働者側委員の方から、次年度の特定最低賃金の意向表明がありましたので、御報告させていただきます。

お手元にお配りしてあります資料ページ２を御覧ください。

表明されました内容につきましては、７件の特定最低賃金についての金額改定について意向表明するという内容となっております。

参考としまして、資料３ページ目に現行の特定最低賃金に関する産業分類表を付けておりますので、御確認ください。以上です。

○梅野会長

では、今回の意向表明につきまして、労働側委員から補足等ありましたら、御発言をお願いいたします。

○森田委員

特にありません。

○梅野会長

使用者側から、何か、御質問や御意見等ございますか。

○松岡委員

では、私から意見を述べさせていただきたいと思います。

今年も昨年同様に７業種につきまして、意向表明されたとのことで、これは産別労組さ

んにとりましては当然の動きであることは理解しております。

しかし、強制力を持つ法律で運用する業種がこの7業種であることが近年の社会経済情勢に照らして、適切なのかという点で若干疑問を感じております。

各業種として適切なことも、全体として見ると必ずしも適切ではなくなる合成の誤謬があるのではないかと感じております。

そして、この状態が35年ほぼ変わらず続いており、昭和の名残が続いているように感じております。

しかし、この35年間で産業構造は相当に変化しました。

実際、平成元年の兵庫県最賃の適用労働者数は約160万3千人であったのが、一昨年は201万2千人と県全体の労働者数が相当増えているにもかかわらず、この7業種全てが減少しております。

これら7業種につきましては、昭和期においてわが国の成長を牽引した輝かしい実績があり、その重要さについては、現在においても変わっておりません。

しかし、人口減少社会において、これらの産業は生産拠点を海外に移すことも可能ですし、最悪の場合、製品を海外から買ってくることも可能です。

一方で、コロナ禍で注目されましたが、エッセンシャルワークと呼ばれる我々の社会生活維持に不可欠な産業は深刻な労働力不足に直面しております。

しかも、これらの産業の募集賃金は、最低賃金に極めて近いものがあります。特定最賃の業種がこれらの産業への人材の流動化に影響を与えているのかもしれませんが。

産業界の人材の流動化の観点から考えますと、今行政の施策で最低賃金を特別に設け、労働力を誘導すべきはむしろこのエッセンシャルワークではないかと考えております。

先に申しましたとおり、各産別労組さんが改正の申出されることは当然のことであり、各業種労使の合意でこれを続けていかれるのは結構なことだと思いますが、この本審議会におきまして産業全体を俯瞰することも重要なのではないかと感じております。

「日本標準産業分類の小分類では500以上、細分類に至っては1,400以上もある業種の中でなぜこの7業種なのですか」といった素朴な疑問について、我々審議会はこれにどう答えていくべきでしょうか。以上です。

○梅野会長

ありがとうございました。

それでは、特定最賃の改正等の今後の流れを事務局から説明してください。

○安積賃金室長

はい。

特定最低賃金の改正等につきましては、まず事務局におきまして、意向表明がなされた業種に係る最低賃金に関する基礎調査などの準備をさせていただきます。

その後、関係労使からの申出ということになりますが、例年ですと7月初旬頃までに、今回意向表明がなされた特定最低賃金につきまして、労働側から改正等の決定の申出書を

局長あてに提出していただいております。

申出書の提出がありましたら、申出要件について、事務局で確認をさせていただき、要件を満たした特定最低賃金については、改正等の決定の必要性を審議会で諮問をさせていただくこととなります。

次年度の審議会の運営等につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○梅野会長

ただ今の説明で御質問、御意見はございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

では、続きまして、議題の2番、事務局から説明をお願いいたします。

○山中労働基準監督官

はい。賃金室山中です。

私の方から、今年度の適用労働者数について、説明いたします。

4 ページ目の資料を御覧ください。

こちらは適用使用者数、適用労働者数を調べた資料になっておりまして、適用使用者数・適用労働者数とは、各特定最低賃金適用業種における使用者数及び労働者数を示したものとなっております。

こちらの使用者数及び労働者数につきましては、経済センサスでの使用者数・労働者数から、基礎調査にて判明した廃止事業場数及び廃止事業場に所属する労働者数を減じ、そのほか倒産情報等、別途労働局が把握した情報がある場合には、それらについても考慮し、算出したものとなっております。

令和6年度につきましては、令和3年経済センサスの確定値をもとに適用使用者数及び適用労働者数を算出しております。

昨年度につきましては、令和3年経済センサスの速報値を用いて適用使用者及び労働者数を算出しておりましたので、今年度については確定値を使用しているということで、母体となるデータが少し変更となっております。

適用使用者数、適用労働者数についての報告は、以上となります。

○梅野会長

ただ今の説明で御質問、御意見はございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

では、続いて議題３番、事務局から説明をお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい、それでは続きまして、議題３「最低賃金の周知広報の状況について」引き続き事務局から説明させていただきます。資料の５ページを御覧ください。

最低賃金の広報につきましては、例年兵庫県最低賃金と特定最低賃金の改正発効前を中心に業務改善助成金を始めとする支援策とともに実施しております。

従来から主な方法として、地方公共団体や使用者団体、労働組合などを中心に県内の約３,０００か所にリーフレット、ポスターを郵送して、周知依頼を行うとともに、各自治体には広報誌やＨＰでの掲載依頼を行っております。

県内の自治体が発行している広報誌やＨＰの掲載状況がこの５ページに記載しておりでありまして、全ての自治体で掲載していただいております。

この他、兵庫労働局のホームページですとか労働局や傘下の労働基準監督署が実施する各種制度説明会で周知活動を実施しており、特に監督署が行う監督指導時には、業務改善助成金だけではなく、他省庁の助成金や税制の優遇措置などのリーフの案内と交付も積極的に行っているところです。

近年は最低賃金への注目の高まっていることもあり、労働局の取組としては、地域のケーブルテレビ、ラジオ、ＳＮＳ、それから伊丹の市バス内でのポスター掲示等を行っており、当局内でも職業安定部のＸやinstagramで周知を行っています。

なお、６ページと７ページに一部写真を載せておりますが、これは今年度初の取組として、ＪＲ三ノ宮駅と神戸電鉄新開地駅でのデジタルビジョンを使用した当局作成のポスターの掲示ですとか、あと７ページの方は神戸電鉄車両内での本省ポスターの掲示、それから当局のYouTubeチャンネルでの動画の投稿を行い、最低賃金額と業務改善助成金の周知を行いました。

次年度以降も改定された最低賃金額だけではなく、業務改善助成金を始めとしました各種助成金や支援策の周知を積極的に行いたいと考えております。以上です。

○梅野会長

ただ今の説明について、御質問、御意見はございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

よろしいですか。

では、引き続いて、議題４番、事務局から説明をお願いいたします。

○山中労働基準監督官

続きまして、次年度の実地視察等について、御説明いたします。

９ページ目の資料を御覧ください。

実地視察は、委員の皆様には兵庫県最低賃金が適用される業種における事業者、労働者の実態を御認識いただき、その後の審議を生かしていただくため実施しているものです。

本日、次年度の実地視察対象業種等について御提案させていただきたいと思います。

実地視察対象業種は例年基礎調査の結果を踏まえ、兵庫県最低賃金に係る金額改正の影響が高いと認められる業種を選定しております。そのため、次年度は「宿泊・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」から、それぞれ１事業場ずつ、合計２事業場を選定したいと考えています。

対象地域につきましては、賃金水準に地域差も認められるところではありますが、県内全域から選定したいと考えております。

次に、例年特定最低賃金適用業種の実態把握のため実施しておりました使用者に対する意見聴取につきましては、この後賃金室長から詳しく説明させていただきます。

○安積賃金室長

はい、事務局の安積です。

引き続きまして、審議会での意見聴取について、御説明させていただきます。

この意見聴取ですが、現在産業別の特定最賃の業種の会社側の方、２社に本審に御出席いただいて、業界の動向等について御発言をいただいております。

例年事務局側で調整させていただいておりますが、近年任意で御協力いただける会社が非常に少なくなり、また御協力いただいた場合でもその日程調整に苦慮している状況となっております。

なお、特定最賃につきましては、現在それぞれの専門部会において、各関係業界の労使委員の方の御参加のもと、しっかりと御審議していただいている状況となっております。

そのため、当審議会を円滑に、かつ、しっかりと御議論いただく審議会運営に努めたいと考えておりますので、この意見聴取については、次年度は省略させていただきたいと考えております。

以上含めまして、次年度の審議会では、実地視察は２件実施し、特定最賃に係る必要性審議の意見聴取については省略することを御提案させていただきたいと思っております。

なお、今後意見聴取を再開すべきかどうかとの検討が必要となれば、その際に委員の皆様で御審議していただきたいと考えております。以上となります。

○梅野会長

事務局から説明がありました次年度の最低賃金審議会の実地視察については対象とする業種、地域について、事務局案どおり例年どおりの２件の実施、もう一方意見聴取につい

ては省略するということです。

なお、意見聴取を再開させるかべきかどうかの検討が必要であれば、その際再度審議をするという提案を受けました。次年度のこの事務局案のとおりの実施でよろしいでしょうか。何か御意見、御質問等はございますか。

○各委員
(特になし)

○梅野会長

はい、では、意見がまとまったようですので、次年度については、実地視察については例年どおり実施する。対象とする業種、地域については、事務局案とおりとするということです。

また、意見聴取については、省略するということにいたします。

なお、この意見聴取については、再開する必要があると考えられる場合は改めて審議をするということです。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

○各委員
(異議なし)

○梅野会長

はい。ありがとうございます。

では、次、議題の5番「次年度の審議予定」事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、審議会予定について、説明をさせていただきます。

まず、今年度の審議会の実施状況について、御報告させていただきます。

お手元の資料の11ページを御覧ください。

こちらが今年度の審議経過一覧表となっております。

この表の左側から2枠目が兵庫県最低賃金に係る審議経過となり、その右側には7件の特定最賃についてのそれぞれの審議経過をとりまとめております。

大まかな経過としましては、令和6年度は、この一覧記載にはありませんが、5月20日に最初の審議会を開催し、委員の方の御紹介、審議会の運営の御説明、当該年度の審議会日程の予定、実地視察の予定等について、審議をしていただきました。

その後、6月中旬頃に実地視察を行って、7月1日に県最賃の諮問、7月後半から8月初旬に専門部会で4回県最賃の金額審議を行い、8月5日に答申、10月1日に発効となっております。

また、右側の特定最賃につきましては、7月19日に諮問するとともに意見聴取し、8月

20 日から 10 月 1 日までそれぞれの各専門部会で合計 22 回審議をしていただき、同年 10 月 1 日に本審答申を行い、12 月 1 日発効しています。

次の資料 12 ページ目を御覧ください。こちらが時系列的に開催日順で一覧にしたものとなります。また、御参考にしていただければ結構です。

次に、次年度、令和 7 年度についてですが、答申と発効日の関係につきまして、先日本省からその一覧表の通知がありましたので、御説明させていただきます。

次のページ、13 ページ目を御覧ください。

水色の一覧表になります。

まず、県最賃についてですが、今年度同様、例年どおり 10 月 1 日に発効する場合は、30 日前の 9 月 1 日が官報の公示日となります。そこから、8 営業日前となる 8 月 20 日が異議申出の締切日となり、その 15 日前に答申となります。そのため、答申の期限は 8 月 5 日となります。

続きまして、その裏面 14 ページを御覧ください。

こちらが特定最賃についてのものになりますが、例年どおり 12 月 1 日の発効とする場合につきましては、その表の一番右枠の発効日欄を御覧いただきますと、11 月 30 日（日曜日）のところを目標として、指定日発効として、12 月 1 日に発効する必要があります。そのため、官報公示が 10 月 31 日、異議申出の締切日が 10 月 17 日となり、答申は 10 月 2 日が期限となります。次年度の審議会運営の参考としていただければ結構です。

続きまして、次年度の審議会委員の任命について、御説明させていただきます。

現在の第 54 期委員の皆様の任期は 2 年間となっております。

その任期期間は令和 5 年 4 月 1 日から今年 3 月 31 日までとなっております。

そのため、今年 4 月以降の労使委員の方の推薦公示を行っておりまして、その締切日が本日となっております。

今後推薦いただきました方のうちから、次期委員の方を次年度に任命させていただきまして、次年度の審議運営を行っていただく予定としております。以上となります。

○梅野会長

ただ今次年度の日程案などについての事務局からの説明ですが、御質問、御意見はございますか。

○各委員

（特になし）

○梅野会長

はい、では令和 2 年度以降、特定最賃の改正必要性の有無の審議においても、各専門部会を設置し審議を行ってきたわけですが、次年度からどうするか、労使それぞれ方向性を事前によく検討しておいていただきたと思います。

では、最後、議題 6 番「その他」です。

来年の審議に向けて、委員の方から何か御意見はございますか。

○各委員
(特になし)

○梅野会長
よろしいですか。
では、事務局から何か連絡事項等はございますか。

○安積賃金室長
事務局から御案内させていただきます。
今期をもちまして、最低賃金審議会委員を退任されることとなります3名の委員の皆様を御紹介させていただきます。
労側委員の岩崎委員、公益委員の桜間委員、公益委員の梅野会長でございます。
それでは、一言ずつ御挨拶をいただけたらと思います。
まず、労側委員の岩崎委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○岩崎委員
長きにわたりまして、大変お世話になりました、ありがとうございます。
私の記憶では、2014年以降労側の担当をさせていただいたと考えています。
大変良い経験と勉強をさせていただきました。
少し手前味噌なのですが、私は出身がJAMでございます。JAMは8割が中小労働組合で組織をさせていただいており、JAMの運動の基本理念に社会的公正労働基準の構築を目指すという一文がございます。最賃のステージもその中に含まれるわけがございます。特に我々が先輩からよく言われたのは欧州特にドイツなんかで言いますと経営側の団体と労側の団体で決める州ごとの日本でいうと県ごとになると思いますが、協約賃金がございます。これが最賃よりかなり高い水準で確立されておりまして、非常に強い効力を持っているわけですが、一方でこの日本の賃金における規制というのは地域別最賃と特定最賃しかありません。まだまだ水準が低いというようなことで、労側の働く皆さん方の賃金水準を高めたいという思いでこの間携わらせていただきました。

次年度も非常に厳しい、難しい審議が予想されますけれども、ぜひ兵庫にふさわしい最低賃金の水準の確立を御祈念申し上げまして、退任を挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。

○安積賃金室長
ありがとうございます。
続きまして、公益委員の桜間委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○桜間委員

大変お世話になり、ありがとうございました。

私が公益委員になりまして、おそらく6年ぐらいですかね。最初委員になったときは神戸新聞に属しておりまして、メディア関係の代表として、こちらにということだったと思うのですが、新聞社を退職して、その後神戸市立博物館に勤務いたしまして、さらに昨年春にはそれも退職いたしまして、今年金生活という形になっておりますが、いろいろとお世話になりました。

この6年間いろいろなことがありましたが、印象深く一番記憶に残っているのはコロナのときかなと思います。大変な時期だったのですが、私も一番肝心な時期にコロナに感染いたしまして、欠席せざるを得なくて、大変ご迷惑をお掛けしてしまいました。申し訳なかったのですが、そういうこともございました。

兵庫のこの審議会というのはやはり労使の方が非常に熱心に議論されるのですが、最終的に三者合意を目指すという姿勢を堅持してこの場に臨まれているということがございましたので、公益委員としてある意味非常にやりやすい形で審議ができたのかなあとということが非常に印象に残っています。

大変お世話になりました。また、どこかでお目にかかれる機会もあるかと思いますが、ありがとうございました。

○安積賃金室長

ありがとうございました。

では、最後に梅野会長、一言御挨拶お願いいたします。

○梅野会長

気が付いたら、10年目を迎えていたという感じがしています。

労使の賃金を巡る利害対立というのを調整するというのが私たちの役目なのですが、そうしたことは最も私の苦手とするところです。無事こうやってこられたのはまずは事務局の方々の前さばきが素晴らしかった。必要な準備として、労使それぞれに対するいろんな働きかけとか、事前情報収集等ですね。それなしでは、こんなにうまくスムーズにできなかったと思います。本当にありがとうございました。

また、労使双方の代表の方々も非常に御理解があって、審議の過程ではいろいろ言われますが、結局はきちんとひとつにまとまってくれました。というのも、先ほど桜間委員がおっしゃっていた皆さんの三者合意への強い思いが表れているのかなあとと思います。

おかげさまで、利害調整の苦手な梅野でもなんとか10年公益委員の役割を遂行できました。本当にありがとうございました。

今後は関わることはないと思いますが、今年私は本当は定年退職なんですけれども、もう少し延長雇用でお世話になるということになっています。

ということで、お世話になりました。ありがとうございました。

○安積賃金室長

ありがとうございました。

退任されます委員の皆様本当に長い間ありがとうございました。

それでは、本年度の最後の審議会の閉会に当たりまして、兵庫労働局長から一言御挨拶申し上げます。

○赤松労働局長

いつも大変お世話になっております。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきますとともに本年度最後の御審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の地域別最低賃金、それから特定最賃につきまして、梅野会長を始め、公労使各委員の皆様の御尽力によりまして、地域別最賃、特定最賃ともに無事に発効することができました。重ねて、深く御礼申し上げます。

現在施行をし、関係機関、関係各方面への周知広報活動を行いますとともに、労働基準監督署による重点監督などによりまして、円滑な施行に努めております。

また、生産性向上を図る中小企業・小規模事業の最賃引上げを支援します業務改善助成金につきましては、本当に多数の事業場の御活用をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

去る2月5日に兵庫県政労使会議がございました。連合会長、また経済各団体の会頭、会長様の御出席をいただきまして、共同メッセージを発することができました。

この共同メッセージの具体化に向けまして、引き続き、生産性向上等を図りながら、最賃引上げに取り組まれる事業場、企業様などの支援を進めてまいりたいと思っております。

皆様方には第54期の地方最低賃金審議会委員としまして、令和5年から2年にわたり、丁寧かつ慎重に御審議いただきました、改めて感謝を申し上げます。

コロナ感染症からの経済の回復というステージでございましたが、一方で不安定な世界情勢や円安の進行により物価高騰など大変難しい判断が求められる状況の連続であったかと思えます。

大変な御苦勞をいただいたと思っております。

今期をもちまして、退任されます公益代表の桜間委員におかれまして、3期6年、労働者代表の岩崎委員、それから公益代表の梅野会長におかれましては、5期10年の長きにわたり、御尽力いただきましたことを重ねて、感謝と御礼をお申し上げます。

梅野委員、桜間委員、岩崎委員におかれまして、今後とも様々な形で労働行政に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

委員の皆様方どうもありがとうございました。

○梅野会長

赤松局長ありがとうございました。

それでは、本会議、審議会が本年度最後となりました。

また、本日が皆様第 54 期の委員の任期 2 年間の最後の審議会です。
最後までしっかり御審議いただきまして、誠に本当にありがとうございました。
御苦勞様でございます。
以上をもちまして、閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉